

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額のうち、昭和44年11月1日から45年8月1日までの期間については、6万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月23日から43年8月1日まで
② 昭和44年11月1日から45年8月1日まで
③ 昭和46年2月1日から同年7月1日まで

申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額は、私がA社及びB社C支店から実際に受け取っていた給与月額に比べて低額となっている。私は、いずれの事業所においても、営業の仕事をしており、成績はトップで、昇進も早かったことを覚えているので、当該標準報酬月額の記録に納得がいかない。

申立期間①、②及び③の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和44年度の定時決定において、申立人の標準報酬月額は6万8,000円となっていることが確認できるところ、当時の厚生年金保険の標準報酬月額等級(23等級区分)の最高月額は6万円であったため、オンライン記録では申立人の標準報酬月額は、昭和44年10月時点で、6万円とされている。

また、前述の被保険者名簿では、厚生年金保険法改正により、昭和44年11月に標準報酬月額等級が23等級から28等級に改定され、標準報酬月額等級に6万8,000円の等級区分が新設されたことに伴い、申立人の標準報酬月額は、同月から6万8,000円に改定されていることが確認できるにもかかわらず、オンライン記録では、定時決定時の6万円のままとされており、申立人が現在受給している老齢厚生年金の計算の基礎に、当該改定記録が反映されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②の標準報酬月額については、6万8,000円に訂正することが必要である。

2 一方、申立期間①については、A社は平成11年10月1日付けで適用事業所でなくなっているところ、その後合併したD社では、合併前の事業所に係る賃金台帳等関係資料を保管していないことなどから、申立期間①における厚生年金保険料の控除額等は不明としている。

また、申立人が挙げた同社における元同僚は、申立人の給与月額、厚生年金保険料の控除額等については、何もわからないとしており、申立内容を裏付ける証言等を得られなかった。

次に、申立期間③については、B社C支店は、B社に合併するため、平成11年4月1日付けで適用事業所でなくなっているところ、合併後の事業所においても、15年2月1日付けで全喪し、賃金台帳等関係資料の所在も不明となっていることなどから、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除額等が不明である。

また、同社において、申立期間の後の昭和47年4月1日から社会保険事務を担当していたとする元同僚は、「当時の営業社員の場合、採用後3か月から6か月の間は試用期間中であり、申立期間に係る被保険者名簿の標準報酬月額が妥当と思われる。」と証言している上、同名簿から申立人と同時期に入社した元同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

さらに、申立期間①及び③に係る申立事業所における被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人を含む被保険者の標準報酬月額が遡及して取り消された形跡や、より低額な金額に訂正された形跡は確認できない上、申立人は、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年5月30日から同年11月10日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月30日から51年7月1日まで

私は、昭和50年2月から51年6月末日までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の正社員として途切れることなく勤務していたので、申立期間中も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、A社に係る雇用保険の加入記録が申立期間直前のA社における申立人の厚生年金保険の資格取得日と一致する昭和50年2月7日から、申立期間の途中で、かつ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同一日の同年11月10日までの間確認できる。

また、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿に掲載されている元同僚のうちの1人は、「申立人は、昭和50年2月ごろから51年6月ごろまでの間、申立事業所に勤務していた。」と供述している。

さらに、雇用保険の加入記録を確認できた元同僚4人について、この記録と厚生年金保険の資格記録を突き合わせた結果、3人は両記録がほぼ一致していること、もう1人は厚生年金保険の加入期間が雇用保険の加入期間に比べ10日間程短くなっていることを踏まえると、申立事業所では申立期間当時、従業

員は概ねその雇用保険の加入記録どおりに、厚生年金保険に加入していたことが推認できる。

加えて、申立期間に申立事業所で当時勤務していた元同僚が保管している昭和50年分の所得税の確定申告書の控えに記載された保険料控除額から、同年10月までにかかる厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、同年11月に申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことと符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年5月30日から同年11月10日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る社会保険事務所(当時)の昭和50年4月の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和50年11月10日付けで適用事業所ではなくなっており、また、当時の元事業主の供述では、当時の関係資料を保管していないため、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としており、このほかに確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和50年11月10日から51年7月1日までの期間については、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できない。

また、前述のとおり、申立事業所は、昭和50年11月10日付けで適用事業所ではなくなっており、また、当時の元事業主は、当時の関係資料を保管していないため、申立期間における厚生年金保険の加入状況等が不明である。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、オンライン記録どおりの昭和50年5月30日付けとなっていることが確認できるのみである。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうちの昭和50年11月10日から51年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 38 年 5 月 25 日まで
10 年ぐらい前に年金相談に行った際に、申立期間は、脱退手当金が支給された記録となっていることを知った。
私は、脱退手当金を受給した覚えは無く、何かの間違いではないかと訴えたが、聞き入れてもらえなかったので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、昭和 47 年 1 月に国民年金に任意加入するまでの約 9 年間、国民年金及び厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 11 日から 45 年 8 月 26 日まで
私は、退社の翌日には地元に戻っていたので、脱退手当金の手続はしておらず、脱退手当金を受け取れることすら知らなかった。
また、結婚を契機に、翌年に会社のあった県に戻ったが、当時の上司や事務担当者には会っておらず、脱退手当金を受給したはずが無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年10月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 25 日から 40 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 3 月から 44 年 1 月までの間、A 社(現在は、B 社)の本社及びC 支店で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間中は、同社C 支店のD 出張所で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の本社が保管する申立事業所における申立人に関する稟議書では、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 31 日までの間、A 社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B 社では、この稟議書以外には、申立期間当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立人を始め、申立人が挙げた元同僚の供述では、申立人が申立事業所のC 支店D 出張所に入社した時には、元出張所長及び別の元同僚の二人は、既に当該出張所で勤務していたとしているが、オンライン記録では、これら二人の申立事業所における厚生年金保険の資格取得日は、いずれも、申立期間直後で、かつ、申立人の資格取得日と同一日の昭和 40 年 9 月 1 日付けとなっていることが確認できるのみである上、これらの二人は既に死亡しており、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険

者原票では、申立人の申立期間直後の厚生年金保険の加入記録が、オンライン記録どおり、昭和40年9月1日から42年6月1日までの間確認できるのみであり、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 6 日から 43 年 3 月 21 日まで
② 昭和 43 年 6 月 19 日から 44 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 6 月から 43 年 3 月までの間、A 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、私は、昭和 43 年 3 月から 44 年 8 月までの間、その関連会社の B 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②における加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの事業所においても、途切れることなく働いていたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社では、申立期間①当時の従業員の名簿以外には関係書類を保管していないため、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間①当時の元同僚のうちの連絡の取れた 15 人から聴取したものの、申立てに関する供述等を得られない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録が、オンライン記録どおり、昭和 42 年 6 月 21 日から同年 9 月 6 日までの間確認できるのみであり、申立期間①直後に申立人の加入記録がある B 社に係る事業所別被保険者名簿でも、同様である。

加えて、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録が、厚生年金保険の加入記録と一致する昭和 42 年 6 月 21 日から同年 9 月 5

日までの間確認できるのみである。

次に、申立期間②については、B社及び同社を合併したC社は、オンライン記録では、それぞれ昭和43年10月1日付け、49年4月1日付けで適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主等の所在も不明であることなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であるとともに、前述のB社に係る被保険者名簿に記載されている申立期間②当時の元同僚のうちの連絡の取れた6人から聴取したものの、申立てに関する供述等を得られない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録が、オンライン記録どおり、昭和43年3月21日から同年6月19日までの間確認できるのみである。

さらに、申立人の雇用保険の記録では、申立期間②の期間において、B社等に係る加入記録が確認できない一方で、当該期間の途中に当たる昭和43年9月2日から、46年2月28日までの間、申立事業所と異なるD社に係る加入記録が確認できるところ、当該事業所では、当時の関係書類を保管していないことなどから、申立期間②における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している上、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿に記載されている申立期間②当時の元同僚のうちの連絡の取れた6人から聴取したものの、申立てに関する供述等を得られない。

加えて、前述のD社に係る被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録が、オンライン記録どおり、昭和44年9月1日から46年2月28日までの間確認できるのみである上、同事業所が加入のE厚生年金基金では、申立人の同基金における加入期間は、厚生年金保険の加入記録と一致する44年9月1日から46年2月28日までの間確認できると回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 5 月から 49 年 6 月までの間、A 社及びその関連会社で同じ敷地内にあった B 社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間においては、私が両社のいずれに在籍していたか覚えていないが、正社員として勤務し、また、当該期間中の厚生年金保険料が控除されていることを示す給料支払明細書を持っているので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給料支払明細書では、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間を含む給料支払明細書 28 枚のうち、16 枚には B 社の元事業主名の押印が、12 枚には同社の社名等の押印がある上、これらすべての明細書の様式は同一であることから判断すると、申立期間においては B 社に勤務していたと認められる。

しかしながら、B 社は、申立期間当時には厚生年金保険法上、強制適用ではなく、任意適用の事業所であったと見られるところ、事業所別被保険者名簿等では、申立期間直後で、かつ、申立人、元事業主を含む被保険者 5 人の資格取得日と同一日の昭和 46 年 12 月 1 日付けで適用事業所となっていることが確認できる。

また、A 社に係る被保険者名簿に記載されている、申立期間当時の経理担当であったとする元同僚は、同社では社名入りの給料明細書を使っていたとした

上で、同社の給料担当者でもないB社の元事業主の押印のある明細書がA社のものとは考え難いと供述している。

さらに、A社は昭和58年12月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であること、一方のB社は57年8月1日付けで適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡していることなどから、いずれの事業所においても、申立期間における状況を確認することができない。

加えて、A社に係る被保険者名簿では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間は申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。